

別表

	根拠条文	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考)罰則
登録に関するもの	1 法第3条	登録違反	-	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	2 法第3条、第6条の3第1項又は第6条の4第1項	不正の手段による新規登録、変更登録、更新登録	60日間の業務の停止又は登録の取消	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	3 法第6条の4第1項	業務範囲の変更に係る違反	60日間の業務の停止又は登録の取消	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	4 法第7条第3項、第9条第6項	供託未届けの状態で事業を開始	60日間の業務の停止又は登録の取消	100万円以下の罰金
	5 法第14条	名義貸し、営業の貸し渡し等	60日間の業務の停止又は登録の取消	懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	6 法第6条の4第3項	登録事項変更届未届け等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	7 法第19条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当していたことが登録後に判明	是正されるまで業務の停止又は登録の取消	6月以下若しくは50万円以下の罰金、又は併科
事業の実施体制に係るもの	8 法第10条	取引高未報告等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	9 法第11条の2第1項又は第2項	旅行業務取扱管理者不選任	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	10 法第11条の2第1項	旅行業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
	11 法第11条の2第4項	他営業所との管理者兼務(地域限定旅行者で兼務が可能な場合を除く)	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	12 法第11条の2第7項	旅行業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	13 法第12条の2第1項	認可を受けていない旅行業約款の使用	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	14 法第12条第1項	取扱料金(募集型企画旅行以外)非掲示	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	15 法第12条の2第3項	約款非掲示等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	16 法第12条の6第1項	外務員規定違反	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	17 法第12条の9第1項及び第2項	標識非掲示等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	18 法第14条の2第3項	受託契約不備	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
19 法第33条第2項	無登録の旅行サービス手配業者の使用	行政指導→ 18日間の業務停止	なし	

別表

旅行者に対する取引行為に係るもの	20	法第12条の4	取引条件説明不実施、書面不交付	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	21	法第12条の5	契約書面不交付	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	22	法第12条の7	募集型企画旅行広告規定違反	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	23	法第12条の8	誇大広告	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	24	法第12条の10	旅程管理不実施	18日間の業務停止	なし
	25	法第12条の11	旅程管理主任者規定違反	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	26	法第13条第1項	禁止行為(取扱料金を超えた料金收受、故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	27	法第13条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
その他	28	法第13条第3項	禁止行為(旅行地で施行されている法令違反行為の斡旋、便宜供与等)	18日間の業務停止	なし
	29	法第19条第1項	業務停止命令違反	60日間の業務停止 又は登録の取消	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科
	30	法第18条の3	業務改善命令違反	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	31	法第70条第1項及び第3項	虚偽報告及び立入検査拒否等	18日間の業務停止	30万円以下の罰金

(注1) 9から18の違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。

14日以内	0日
15日超1ヶ月以内	3日
1ヶ月超6ヶ月以内	5日
6ヶ月超1年以内	10日
1年超	15日

(注2) 28の違反については、違反回数が5回増える毎に2日間を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。